

山梨県公報

号外第五号

平成十八年

二月二十日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………三
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正(二件)……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十八年二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
望月いくお後援会・青葉の会	望月郁雄	望月郁雄	甲府市丸の内三八六	平成十八年 一月十五日	平成十八年 一月十七日
こみやま伸一後援会かい伸会	込山伸一	足立隆一	甲斐市西八幡一五八〇九	平成十八年 一月三十日	平成十八年 一月三十日
坂本かずゆきをばげます会	三井剛	雨宮純夫	甲斐市富竹新田二三六六三	平成十八年 二月二日	平成十八年 二月六日
長谷部集を支援する集思会	北野良一	坂本茂	甲斐市下今井三五三九	平成十八年 二月十三日	平成十八年 二月十五日
てつ子の会	大森 顕	小林正樹	甲斐市篠原一七七五	平成十八年 二月十五日	平成十八年 二月十五日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧	土屋ひろかず後援会	米長 一三			平成十八年 二月十三日	平成十八年 二月十三日
新	小林守を支援する山紫会	佐藤 四十四			平成十八年 二月十日	平成十八年 二月十三日
旧	みさか・ソワーズ・ネット ワーク日まわりの会	小田切 昭道		笛吹市御坂町下野原一三五六	平成十八年 二月四日	平成十八年 二月九日
新	自由民主党道志村支部	大田 昌博		南都留郡道志村八二〇九	平成十八年 二月八日	平成十八年 二月八日
旧	山梨県社会保険労務士政治 連盟	佐藤 卓司	石原 嘉彦	南都留郡道志村五九六四	平成十七年 五月二十五日	平成十八年 二月六日
新	自由民主党勝沼町支部	姫野 和男	三井 節子	甲州市勝沼町休息一四六四	平成十八年 一月三十一日	平成十八年 二月一日
旧	自由民主党勝沼支部	輿石 旭		甲州市勝沼町等々力一六四七	平成十八年 一月三十一日	平成十八年 一月三十一日
新	緑峰会	佐藤 正行			平成十八年 一月三十一日	平成十八年 一月三十一日
旧	鯨洋会	木口 喜郎	秋山 茂		平成十八年 一月三十日	平成十八年 一月三十日
新	自由民主党山梨県バス支部		青柳 正		平成十八年 七月一日	平成十八年 一月二十五日
旧	石井義定後援会	石井 嘉吉	志村 寿久		平成十八年 一月二十四日	平成十八年 一月二十四日
新	矢野よしのり後援会	田中 保		塩山市藤木一四二(一四〇三)	平成十八年 十一月一日	平成十八年 一月十八日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
佐藤卓司後援会	佐藤福孝	佐藤喜章	南都留郡道志村七八八	平成十七年十二月二十六日	平成十七年十二月二十六日
長田幸男後援会	佐藤利雄	米山徳三郎	大門市駒橋一 二七	平成十七年十二月三十日	平成十八年一月十一日
尚友会	浅利博	浅利惣一	南アルプス市飯野新田一〇九一	平成十八年一月十二日	平成十八年一月十二日
山梨県庶民金融政治連盟	芦澤正秋	田原美成	甲府市伊勢一 四 五 第二平和ビル三階	平成十八年一月二十日	平成十八年一月二十日
自由民主党武川村支部	小澤利雄	小澤富久栄	北杜市武川町新興三二八	平成十七年十二月三十日	平成十八年一月二十四日
広和会	宮下芳夫	三浦孝四郎	南都留郡富士河口湖町長浜七七五	平成十八年一月二十七日	平成十八年一月二十七日
山田恭資後援会	橋爪久道	高橋袈裟雄	甲州市塩山上於曾一七四五	平成十八年一月二十二日	平成十八年二月二日
自由民主党山梨県塩山市第一支部	田辺篤	山田恭資	甲州市塩山下於曾二二四〇	平成十八年一月三十一日	平成十八年二月二日
浅川富士夫後援会	浅川俊明	浅川和良	北杜市大泉町西井出二六七一	平成十七年十二月二十五日	平成十八年二月六日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
望月郁雄	甲府市議会議員	望月いくお後援会・青葉の会	甲府市丸の内三 八 六	望月郁雄	平成十八年一月十七日	平成十八年一月十七日
込山伸一	甲斐市議会議員	こみやま伸一後援会かい伸会	甲斐市西八幡一五八〇 九	込山伸一	平成十八年一月三十日	平成十八年一月三十日

山梨県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十八年二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

山梨県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二

施設名称	所在地
特別養護老人ホーム「らくえん」	中央市極楽寺七四八番地

号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第七十八号、平成八年山梨県選挙管理委員会告示第五十七号、平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第七十九号及び平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第八十一号の三）の一部を次のとおり改正する。

平成十八年二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

（昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第七十八号の一部改正）

表中「中巨摩郡玉穂町下河東一一〇番地」を「中央市下河東一一〇番地」に改める。

（平成八年山梨県選挙管理委員会告示第五十七号の一部改正）

表中「中巨摩郡田富町西花輪四九九番地」を「中央市西花輪四九九番地」に改める。

（平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第七十九号の一部改正）

表中「中巨摩郡玉穂町乙黒二四七番地一」を「中央市乙黒二四七番地一」に改める。

（平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第八十一号の三の一部改正）

表中「中巨摩郡玉穂町成島二四四八番地二」を「中央市成島二四四八番地二」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和五十五年山梨県選挙管理委員会告示第一号、昭和五十六年山梨県選挙管理委員会告示第三十六号、昭和六十二年山梨県選挙管理委員会告示第二十三号及び平成六年山梨県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のとおり改正し、平成十八年三月一日から適用する。

平成十八年二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

（昭和五十五年山梨県選挙管理委員会告示第一号の一部改正）

表中「甲府市増坪町茶の木八一三番地二」を「甲府市増坪町茶の木八一三番地二」に改める。

（昭和五十六年山梨県選挙管理委員会告示第三十六号の一部改正）

表中「甲府市上町七五三番地の一」を「甲府市上町七五三番地一」に改める。

（昭和六十二年山梨県選挙管理委員会告示第二十三号の一部改正）

表中「東八代郡中道町心経寺四九〇番地の一」を「甲府市心経寺町四九〇番地一」に

改める。

（平成六年山梨県選挙管理委員会告示第十八号の一部改正）

表中「甲府市羽黒町一六五七番地の五」を「甲府市羽黒町一六五七番地五」に改める。